

山梨県公報

第七百六十四号

平成十九年

五月三十一日

木曜日

目次

告示

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………三七七
都市計画事業の認可(三件)……………三七九

公告

落札者等の決定について……………三八〇
大規模小売店舗の新設に関する届出……………三八〇
公共測量の終了……………三八一
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………三八一

教育委員会

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………三八二

公安委員会

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………三八二
落札者等の決定について……………四〇五

告示

山梨県告示第二百十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年五月三十一日

山梨県知事 横内正明

一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然	土砂災害警戒区域の表示
------	-------------	----------------	-------------

笛吹市

若宮	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)
立沢	急傾斜地の崩壊	
若宮	急傾斜地の崩壊	
廣徳禅寺下	急傾斜地の崩壊	
十郎	急傾斜地の崩壊	
戸倉	急傾斜地の崩壊	
横川	急傾斜地の崩壊	
立沢	急傾斜地の崩壊	
藤野木下	急傾斜地の崩壊	
谷	急傾斜地の崩壊	
別当 1	急傾斜地の崩壊	
別当 2	急傾斜地の崩壊	
中寺尾の2	急傾斜地の崩壊	
中寺尾 1	急傾斜地の崩壊	
中寺尾 2	急傾斜地の崩壊	
中寺尾 3	急傾斜地の崩壊	
下寺尾	急傾斜地の崩壊	
出黒川の2	土石流	

寺山沢川の2	相沢川の3	相沢川の2	相沢川の1	相沢東川	相沢川	清水川	稲荷川	鍛冶ヶ入沢	後藤沢川	曾根石沢川 2	曾根石沢川 1	樽置沢川	十郎川	戸倉川 2	戸倉川 1	馬場川	加越沢 2	加越沢 1
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

二 土砂災害特別警戒区域

市町村名		土砂災害特別警戒区域の名称		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	
笛吹市		横川	急傾斜地の崩壊	戸倉	急傾斜地の崩壊	十郎	急傾斜地の崩壊
		廣徳禅寺下	急傾斜地の崩壊	若宮	急傾斜地の崩壊	立沢	急傾斜地の崩壊
		若宮	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)			
		浅川の2	土石流				
		日向林沢	土石流				
		東沢	土石流				
		西ノ沢	土石流				
		狐川東川	土石流				
		間門川の1	土石流				
		中寺尾 1	地滑り				
		中寺尾 2	地滑り				

藤野木下	急傾斜地の崩壊	谷	急傾斜地の崩壊	別当 1	急傾斜地の崩壊	別当 2	急傾斜地の崩壊	中寺尾の2	急傾斜地の崩壊	中寺尾の3	急傾斜地の崩壊	下寺尾	急傾斜地の崩壊	出黒川の2	土石流	加越沢 1	土石流	加越沢 2	土石流	馬場川	土石流	戸倉川 1	土石流	戸倉川 2	土石流	十郎川	土石流	曾根石沢川 1	土石流	曾根石沢川 2	土石流	後藤沢川	土石流	鍛冶ヶ入沢	土石流	稲荷川	土石流
------	---------	---	---------	------	---------	------	---------	-------	---------	-------	---------	-----	---------	-------	-----	-------	-----	-------	-----	-----	-----	-------	-----	-------	-----	-----	-----	---------	-----	---------	-----	------	-----	-------	-----	-----	-----

相沢川	土石流	相沢東川	土石流	相沢川の1	土石流	相沢川の2	土石流	相沢川の3	土石流	浅川の2	土石流	日向林沢	土石流	東沢	土石流	西ノ沢	土石流	狐川東川	土石流
-----	-----	------	-----	-------	-----	-------	-----	-------	-----	------	-----	------	-----	----	-----	-----	-----	------	-----

山梨県告示第二百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十九年五月三十一日

山梨県知事 横内正明

一 都市計画事業の種類及び名称

峡西都市計画道路事業三・四・四号十五所上宮地線

二 施行者の名称

南アルプス市

三 事業施行期間

平成十九年五月三十一日から平成二十三年三月三十一日

四 事業地

1 収用の部分

山梨県南アルプス市大字上宮地字打起、堤尻地内

2 使用の部分
山梨県南アルプス市大字上宮地字打起 堤尻地内

山梨県告示第二百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十九年五月三十一日

一 都市計画事業の種類及び名称

山梨県知事 横 内 正 明

峡西都市計画道路事業三・四・三号下市之瀬上宮地線

二 施行者の名称

南アルプス市

三 事業施行期間

平成十九年五月三十一日から平成二十三年三月三十一日

四 事業地

1 収用の部分

山梨県南アルプス市大字上宮地字首根、久保地内

2 使用の部分

山梨県南アルプス市大字上宮地字牧野地内

山梨県告示第二百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十九年五月三十一日

一 都市計画事業の種類及び名称

山梨県知事 横 内 正 明

峡西都市計画道路事業三・五・八号山寺上宮地線

二 施行者の名称

南アルプス市

三 事業施行期間

平成十九年五月三十一日から平成二十三年三月三十一日

四 事業地

1 収用の部分

山梨県南アルプス市大字上宮地字牧野、堤尻地内
2 使用の部分
なし

公 告

● 落札者等の決定について
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成十九年五月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

iJAMP（行財政情報サービス）の受信 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県企画部企画課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成十九年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社時事通信社 東京都中央区銀座五丁目十五番八号

五 随意契約に係る契約金額

三千五百九十一万円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

● 大規模小売店舗の新設に関する届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十九年九月三十日まで縦覧に供する。
平成十九年五月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
 - 1 氏名又は名称 株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内伸二
 - 2 住所 栃木県小山市卒鳥千二百九十三番地
- 二 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (-) 名称 カワチ薬品甲府上町店
 - (二) 所在地 甲府市上町字明石二千三百九十三番地外
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
 - (-) 氏名又は名称 株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内伸二
 - (二) 住所 栃木県小山市卒鳥千二百九十三番地
 - 3 大規模小売店舗の新設をする日
 - (-) 平成二十年一月二十二日
 - 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - (-) 二千五百二十七平方メートル
 - 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (一) 駐車場の位置及び収容台数
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 収容台数 百七十九台
 - (二) 駐輪場の位置及び収容台数
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 収容台数 二十四台
 - (三) 荷さばき施設の位置及び面積
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 面積 六十五平方メートル
 - (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 容量 三十二立方メートル
 - 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (-) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (1) 開店時刻 午前九時
 - (2) 閉店時刻 午後九時四十五分
 - (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- (三) 午前八時四十五分から午後十時まで
 - (三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (1) 数 四力所
 - (2) 位置 届出の図面のとおり
 - (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - (-) 午前六時から午後十時まで
- 三 届出年月日
 - (-) 平成十九年五月二十一日
- 公共測量の終了
 - (-) 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平成十九年五月十八日付けで増穂町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。
 - (-) 平成十九年五月三十一日
 - 一 作業種類 公共測量（一級基準点五点） 山梨県知事 横 内 正 明
 - 二 作業期間 平成十九年二月二十六日から平成十九年三月二十六日まで
 - 三 作業地域 南巨摩郡増穂町東部地域
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 - (-) 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
 - (-) 平成十九年五月三十一日
 - 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 山梨県知事 横 内 正 明
 - (-) 中央市下河東字扇田八五八の一の一部、八五八の三、八五八の四、八五八の五及び八五八の六並びに字青六一九二七の二の区域
 - 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

(一) 次の図は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び中央市役所

に備え置いて縦覧に供する。）
 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 中巨摩郡昭和町西条三千八百二十二番地二 有限会社ブライト 代表取締役 三塚和博

教育委員会

山梨県教育委員会規則第八号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年五月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 井 上 一 男

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「という。」の下に「、中型自動車（車両総重量が八、〇〇〇キログラム以上で、かつ、乗車定員が一人以上のものに限る。以下この項において「中型自動車」という。）を加え、「同表に定める」を削り、同項第二号中「大型自動車」の下に「又は中型自動車」を加える。

附則

この規則は、平成十九年六月二日から施行する。

公安委員会

山梨県公安委員会規則第七号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年五月三十一日

山梨県公安委員会

委員長 鶴 田 美 枝

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「、第八号の二」を削る。

第十七条第一項中「第三十八条第十項による」を「第三十八条第九項に規定する指定

自動車教習所（公安委員会から法第九十九条第一項の規定により指定された自動車教習所をいう。以下同じ。）の職員に対する」に改める。

第十七条の二第一項中「及び社団法人山梨県指定自動車教習所協会（以下「指定教等」という。）」を削り、同条第二項中「指定教等」を「当該指定自動車教習所」に改める。

第十七条の四中「当該指定教等」を「当該指定自動車教習所」に改める。

第十七条の六中「場合」を「者」に改める。

第十七条の十を削る。

第十八条の三第一項中「普通免許」を「大型免許、中型免許、普通免許」に改め、「、大型第二種免許」の下に「、中型第二種免許」を加え、「の講習時間」を削り、同項第一号中「（以下「普通車講習」という。）は、四時間とする。」を削り、同項第二号中「（以下「大型二輪車講習」という。）は、三時間とする。」を削り、同項第三号中「（以下「普通二輪車講習」という。）は、三時間とする。」を削り、同項第四号中「普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る講習（以下「応急救護処置講習（一）」という。）は、三時間とする。」を「講習」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 法第八十条の二第二項第八号に規定する大型免許、中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る講習

第十八条の三第一項中第六号及び第七号を削り、同条第二項中「前項各号」を「前項第一号、第二号、第四号及び第五号」に、「それぞれ次に掲げる」を「別記様式第十五、前項第三号の講習を受けようとする者は別記様式第十五の二の」に改め、同項各号を削り、同条第三項を次のように改める。

3 原付講習の講習科目及び時間割は、別表第四の三の「原付講習の講習科目及び時間割等に関する基準」のとおりとする。

第十八条の三第五項中「普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、応急救護処置講習（一）」、「応急救護処置講習（二）」、「旅客車講習又は原付講習」を「取得時講習」に改め、同項各号を次のように改める。

一 大型車講習終了証明書 別記様式第十五の三

二 中型車講習終了証明書 別記様式第十五の三の一

三 普通車講習終了証明書 別記様式第十五の三の三

四 大型二輪車講習終了証明書 別記様式第十五の三の四

五 普通二輪車講習終了証明書 別記様式第十五の三の五

六 原付講習終了証明書 別記様式第十五の三の六

七 大型旅客車講習終了証明書 別記様式第十五の三の七

八 中型旅客車講習終了証明書 別記様式第十五の三の八

九 普通旅客車講習終了証明書 別記様式第十五の三の九

十 心急救護処置講習(一)終了証明書 別記様式第十五の三の十

十一 心急救護処置講習(二)終了証明書 別記様式第十五の三の十一

第十八条の五中第七号を第八号とし、第六号を削り、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、同条第二号中、「技能検定員審査等に関する規則の一部を改正する規則」を「又は技能検定員審査等に関する規則の一部を改正する規則」に改め、「又はみなし教習指導員のうち旧法第九十九条第一項第三号の規定により自動二輪車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていたもの」を削り、同号を同条第五号とし、同条第二号中、「二輪車講習指導員」を「大型二輪車講習指導員」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号中、「又は道路交通法の一部を改正する法律(平成五年法律第四十三号)附則第七条に規定するみなし教習指導員(以下「みなし指導員」という。)(のうち、同法による改正前の道路交通法(以下「旧法」という。)(第九十九条第一項第三号の規定により普通自動車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されているもの)」を削り、同号を同条第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 大型車講習を行う指導員(以下「大型車講習指導員」という。)

法第九十九条の三第四項の規定により教習指導員資格者証(大型)の交付を受けているもの又は道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成十七年政令第二百八十三号。以下この条において「改正政令」という。)(附則第四条第一項の規定により教習指導員資格者証(大型)とみなされる教習指導員資格者証の交付を受けているもので、公安委員会が指定する講習を終了したもの

二 中型車講習を行う指導員(以下「中型車講習指導員」という。)

法第九十九条の三第四項の規定により教習指導員資格者証(中型)の交付を受けているもの又は改正政令附則第四条第一項の規定により教習指導員資格者証(中型)とみなされる教習指導員資格者証の交付を受けているもの

九 大型旅客車講習を行う指導員(以下「大型旅客車講習指導員」という。)

法第九十九条の三第四項の規定により教習指導員資格者証(大型二種)の交付を受けているもの又は改正政令附則第四条第一項の規定により教習指導員資格者証(大型二種)とみなされる教習指導員資格者証の交付を受けているもので、公安委員会が指定する講習を終了したもの

十 中型旅客車講習を行う指導員(以下「中型旅客車講習指導員」という。)

法第九十九条の三第四項の規定により教習指導員資格者証(中型二種)の交付を受けているもの又は改正政令附則第四条第一項の規定により教習指導員資格者証(中型二種)とみなされる教習指導員資格者証の交付を受けているもの

十一 普通旅客車講習を行う指導員(以下「普通旅客車講習指導員」という。)

法第九十九条の三第四項の規定により教習指導員資格者証(普通二種)の交付を受けているもの

第十八条の六第二項中「それぞれ次に掲げる申請書」を「別記様式第十五の四の取得時講習指導員認定申請書」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「それぞれ次に掲げる認定書」を「別記様式第十五の五の取得時講習指導員認定書」に改め、同項各号を削る。

第十九条第一項中「道路交通法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第九十六号)附則第二条から第五条の規定及び」を削り、「審査」を「技能審査」に改め、同条第二項中「前項の」を削り、「公安委員会に提出しなければならない。」を「添付(第一号に掲げるものについては、提示)して公安委員会に別記様式第十六により申請するものとする。」に改め、同項第一号中「免許に係る」を削り、同項第二号中「別表第五の書面による審査に該当する者にあつては」を「前項の規定の適用を受けようとする者は」に改め、同項第三号を削り、同項を同条第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定自動車教習所の発行する技能審査合格証明書を有する者に対する技能審査は、当該技能審査合格証明書の発行の日から起算して三月を経過するまでの間は、免除するものとする。

第二十一条第一項中「第三十四条第二項第二号又は第三項第二号」を「第三十四条第三項第二号又は第四項第二号」に改め、同項第三号中「鋭角については別表第六の二のコース」を「及び施行規則第三十二条第二項に規定する別表第三の二の鋭角コース」

に改め、同項第六号の表中

乗車定員30人以上のバス型の大型自動車	10メートル以上	2.40メートル以上	5.15メートル以上	補助キをものこと
	8.20メートル以上	2.40メートル以上	4.20メートル以上	
乗車定員5人以上の普通自動車	4.40メートル以上	1.69メートル以上	2.50メートル以上	補助キをものこと
	2.40メートル以上	1.69メートル以上	1.30メートル以上	

乗車定員30人以上のバス型の大型自動車	10メートル以上	2.40メートル以上	5.15メートル以上	補助キをものこと
	11メートル以下	2.50メートル以下	5.35メートル以下	

乗車定員5人以上の普通自動車	4.40メートル以上 4.90メートル以下	1.69メートル以上 1.80メートル以下	2.50メートル以上 2.80メートル以下	1.30メートル以上	同上
----------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	------------	----

「ブレーキ付するものである。」

に改める。

第二十五条第一項中、「第七十四条の二第五項」を「第七十四条の三第五項」に改め、同条第三項中、「第七十四条の二第一項及び第四項」を「第七十四条の三第一項及び第四項」に改める。

第二十七条中、「第七十四条の二第六項」を「第七十四条の三第六項」に改める。
別表第四の三を次のように改める。

別表第4の3 (第18条の3関係)

原付講習の講習科目及び時間割等に関する基準

講習科目	講習細目	指導内容	所要時間
受付	1 集合時間の告知 2 クラス及びグループ編成		10分
			小計
開講	1 開講の挨拶 2 講師紹介 3 講習実施上の諸注意 4 準備体操 5 ヘルメットの着用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手足の準備体操 ・ ヘルメットの着用方法及び正しいあごひものしめ方 	10分
			小計
基本操作	正しい手順及び正確な操作 1 装置の名称と取扱い 2 運転姿勢 3 アクセルとブレーキ 4 スタンドのかけ方ともし方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転に必要な装置の位置と役割 ・ 自然なフォーム、特に肩や肘に力が入らない姿勢 ・ ゆっくりしたアクセルの回し方と素早い戻し、スムーズなブレーキ操作 ・ アクセルに手を触れないスタンドのかけ方、もし方 	3分
			小計
基本走行	バランスとスムーズな走行 1 発進と停止 2 スピードの調整 3 8の字走行 4 カーブ走行 5 徐行 6 狭路での安定走行 7 視点及び視野範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ バランスのよい直進及び安定した停止 ・ 無理のない操作による加速と減速 ・ スムーズな切返し ・ 直線における加・減速及びカーブでの安定走行 ・ 見通しの悪い場所での徐行 ・ 狭路の手前での適切な減速と安全走行 ・ 十分な安全確認のできる視点と範囲 	10分
			小計
応用走行	法規走行及び安全運転 1 合図と安全運転 2 進路変更 3 交差点での安全走行 4 交差点の優先順位 5 危険予知及び危険回避	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合図の時期と安全確認 ・ スムーズな進路変更と安全確認 ・ 正しい右・左折と安全確認及び他車との関係 ・ 正しい停止位置での確実な停止 ・ 方向指示器操作、安全確認及び安全走行 ・ 連続する法規励行走行 ・ 混合交通の中での優先順位 ・ 隠れた危険の予知及び障害物の回避 	3分
			小計
安全運転の知識	1 運転適性検査 2 視聴覚教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全運転自己診断警察庁方式KM85型「あなたが考える安全運転適性」を使用した現場指導 ・ 映画、ビデオ、写真パネル、テキスト等の教材を活用した教育及びディスカッション 	15分

		シヨン	小計	35分
閉 講	1	閉校のことば	・ 自己防衛及び人命尊重の精神を醸成するための動機づけ	5分
	2	講習終了証明書の交付		5分
			小計	10分
			合計所要時間	180分

別表第四の四を次のように改める。
 別表第四の六から別表第四の八までを削る。
 別表第五を次のように改める。
 別表第五（第十九条関係）

一 普通免許	免許の種類	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。
普通車はAT車に限る。	免許の条件等	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。
普通車はAT車に限る。	審査用自動車	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。
普通車はAT車に限る。	課及び審査コース	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。
普通車はAT車に限る。	走行距離	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。
普通車はAT車に限る。	合格基準	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。

三 普通第二種免許	二 普通・中型・大型仮免許	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。
普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。
普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。
普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。
普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。
普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。	普通車はAT車に限る。

<p>四 中型第一種免許</p>	<p>中型車は八t未満に限る。</p>	<p>中型二種免許に係る標準試験車</p>	<p>鋭角コース及び障害物設置場の通過並びに方向変換</p>	<p>右同</p>	<p>右同</p>
<p>五 大型第二種免許</p>	<p>中型車は八t未満のAT車に限る。</p>	<p>右同</p>	<p>右記の課題に坂道コースを加える。</p>	<p>右同</p>	<p>右同</p>
<p>六 中型免許</p>	<p>中型車は八t未満に限る。</p>	<p>中型免許に係る標準試験車</p>	<p>不良</p>	<p>右同</p>	<p>七十七パーセント以上</p>
<p>七 大型免許</p>	<p>大型車はマイクログラスに限る。</p>	<p>大型免許に係る標準試験車</p>	<p>右記の課題に坂道コースを加える。</p>	<p>右同</p>	<p>右同</p>
<p>八 大型特殊免許</p>	<p>大型特殊車はカタピラを有する自動車に</p>	<p>大型特殊免許に係る</p>	<p>周回コース及び幹線コースの走行並びに</p>	<p>右同</p>	<p>右同</p>

九 牽引免許	限る。 大型特殊車は農耕作業用自動車に限る。	標準試験車又は特別試験車	交差点、横断歩道及び踏切の通過並びに方向変換		
	カタピラを有する大型特殊自動車による牽引に限る。農耕作業用自動車による牽引に限る。	牽引免許に係る標準試験車又は特別試験車	周回コース及び幹線コースの走行並びに交差点、曲線コース、横断歩道及び踏切の通過並びに方向変換	右同	右同
十 大型二輪免許	大型二輪はA T車に限る。	大型二輪免許に係る標準試験車	技能試験に準ずる。	おおむね千五百メートル	右同
十一 普通二輪免許	普通二輪は小型二輪車に限る。 普通二輪はA T車に限る。	普通二輪免許に係る標準試験車	右同	おおむね千二百メートル	右同

別表第六中

大型免許	3.0メートル	15.0メートル
普通免許	2.2メートル	7.5メートル

を

大型免許	3.0メートル	15.0メートル
中型免許	3.0メートル	13.0メートル

に改め 「全長10

普通免許 2.2メートル 7.5メートル

0メートル未満又は軸距4.15メートル未満である自動車を使用して大型免許に係る教育を行う場合は図示Bを13.0メートルとする。」を削る。

別表第六の二を削る。

別表第七中

道路交通法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第九十六号）附則第二条第三項又は第五条第三項の規定により運転できる普通自動車（旧自動三輪車又は旧軽自動車に限定された普通免許を受けている者（免許失効により同様の条件が付された普通免許を受けている者を含む。）に係る限定解除

を
運転できる普通自動車（自動三輪車又は軽自動車に限定された普通免許を受けている者）に係る限定解除

に改め

別記様式第十四の四及び別記様式第十四の五を次のように改める。

別記様式第14の4 削除

別記様式第14の5 削除

別記様式第十五及び別記様式第十五の二を次のように改める。

取得時講習受講申請書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

住 所
氏 名 印
生年月日 年 月 日生
(電 話) ()

- 道路交法第 108 条の 2 第 1 項
- 第 4 号 (大 型 ・ 中 型 ・ 普 通)
 - 第 5 号 (大 型 二 輪 ・ 普 通 二 輪)
 - 第 7 号 (大 型 二 種 ・ 中 型 二 種 ・ 普 通 二 種)
 - 第 8 号 (応 急 一 ・ 応 急 二)

に掲げる講習の受講を申請します。

手 数 料	
---------------------	--

- 備考 1 氏名・生年月日・住所は明瞭にかい書で記載すること。
- 2 手数料欄には、手数料に相当する収入証紙をちょう付すること。
- 3 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて署名することができる。
- 4 該当する□にレ点を付し、括弧内の該当する項目を○で囲むこと。

別記様式第 15 の 2 (第 18 条の 3 関係)

原付講習受講申請書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

住 所
氏 名
生年月日 年 月 日 印
(電 話) () 日生

道路交通法第 1 0 8 条の 2 第 1 項第 6 号に掲げる講習の受講を申請します。

※講習日	
※講習場所	
手数料	

- 備考 1 氏名・生年月日・住所は明瞭にかい書で記載すること。
- 2 手数料欄には、手数料に相当する収入証紙をちょう付すること。
- 3 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて署名することができる。
- 4 申請者は、※印の欄は記載しないこと。

別記様式第十五の二の二から別記様式第十五の二の六までを記す。

別記様式第十五の三中「普通車講習終了証明書」や「大型車講習終了証明書」及び「講習を」や「講習（大型車講習）を」に改める。

別記様式第十五の三の一中「大型二輪車講習終了証明書」や「中型車講習終了証明書」及び「第108条の2第1項第5号」や「第108条の2第1項第4号」及び「講習を」や「講習（中型車講習）を」に改める。

別記様式第十五の三の二中「普通二輪車講習終了証明書」や「普通車講習終了証明書」及び「第108条の2第1項第6号」や「第108条の2第1項第4号」及び「講習を」や「講習（普通車講習）を」に改める。

別記様式第十五の三の四中「応急救護処置講習（一）終了証明書」や「大型二輪車講習終了証明書」及び「第108条の2第1項第7号」や「第108条の2第1項第5号」及び「応急救護処置講習（一）を」や「講習（大型二輪車講習）を」に改める。

別記様式第十五の三の五中「応急救護処置講習（二）終了証明書」や「普通二輪車講習終了証明書」及び「第108条の2第1項第7号」や「第108条の2第1項第5号」及び「応急救護処置講習（二）を」や「講習（普通二輪車講習）を」に改める。

別記様式第十五の三の六中「大型旅客車講習終了証明書」や「原付講習終了証明書」及び「第108条の2第1項第8号の2」や「第108条の2第1項第6号」に改める。

別記様式第十五の三の七中「普通旅客車講習終了証明書」や「大型旅客車講習終了証明書」及び「第108条の2第1項第8号の2」や「第108条の2第1項第7号」及び「（普通旅客車講習）」や「（大型旅客車講習）」に改める。

別記様式第十五の三の八中「原付講習終了証明書」や「中型旅客車講習終了証明書」及び「第108条の2第1項第8号」や「第108条の2第1項第7号」及び「講習を」や「講習（中型旅客車講習）を」に改める。

別記様式第十五の三の八の次に次の三様式を加える。

第 号

普通旅客車講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 7 号に掲げる講習
(普通旅客車講習) を終了した者であることを証明する。

年 月 日

山梨県公安委員会



第 号

応急救護処置講習 (一) 終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 8 号に掲げる講習
(応急救護処置講習 (一)) を終了した者であることを証明する。

年 月 日

山梨県公安委員会

